廣益俗說辨

自　天子
至　九卿

二

天子　皇子
后妃　公卿

宮内
775
258

信4
775
258

廣益俗説辨巻五目録

天子

新　垂仁天皇御宇八月日輪生しを射たまひし説
　　景行天皇小栗栖にて説　同補
同　応神天皇三年三月まうで御誕生の説　同補
一　同帝尾張に御ましし説
新　徳雲天皇花筐の説
二　用明天皇豊後国に長者が牧童を盛る説
新　崇峻天皇の穢迹佛の化身と説
三　天智天皇腰赤の御贅の説
　　天智天皇山科に行幸あらせ登天し給ふ説

[illegible]

廣益俗說辨巻五

井澤長秀 輯錄

天子

新

惟仁天皇初宇八月の日出し弧射給ふ事

惟仁天皇九年初宇八月の日桐生しの八天文門生成りて
うるはしき光りたるおのづからなるの日桐生を南に
向ひて月輪八爲のでけ出るうるはしく爲八比ちり八所なる
射よと勅ありて射させらるる一度に三ツ三ツ三下の物怪なるべと
奏しける故に諸人宣下ありきれ八人を
射よ武蔵國八ら新き弓梯をかけてれ石ひ
ちうを見てうるはしく梯のうへ光なり二ツを玉に帝十八年二月
十日辰刻より帝ふ御殿に出給ふ武蔵國ら
仗奉ありかくて八人の射手とも思ひ思ひに弓箭を
ちうつ八箭の筈八つの日小坂たつく筑紫日向國宇佐
ゝ爲るそれちうをひちうを出ちうを書なり其後帝

那波京小櫻帝ありしとハ彼の日輪と部しける長さ
一丈六尺八寸為尾ぐ一丈六尺八寸ありて其為の前ぐき
ら指くと八寸四方也至一門ぐ五丈中ハいつもと寸六分
の紋也の指輪ありかうくハ門の玉ぐ一つハ尾張國熱
田社ぐ一つハ伊勢外宮ぐ一つハ信濃國
諏訪社ぐ一つハ豊前國宇佐八幡ぐ一つハ遠坂國明神ぐ一
つハ播磨國伊賀社ぐ一門ハ京ぐ帝の御寶ぐ九ぐ九の寸
ぐ九ぐ九ぐ帝の御寶ぐ九ぐ九ぐ九ぐ帝の御寶ぐ九ぐ九ぐ九ぐ
ぐ九ぐ九ぐ

今掛ぐ小室ぐ帝の御宇九つの日ぐ一ぐ武尾ぐ小源幸ありて
八人ぐ射ぐ小射ぐ一ぐ帝ぐ小日本紀等ぐ曾て見ぐ又
武尾國の号ぐ出ぐ紀ぐ大和本記ぐ武藏國秩父
嵩者其勢如勇者怒立日本武尊東征
祈禱仗兵具納埋嵩藏故曰武藏國也仗武具指置

之儀訓ぐ年佐志也ぐ
武國と号せ紀ぐ明なぐ又樣の味ぐ
ぐ西ぐ小味非なり神代巻ぐ伊弉諾尊伊弉並
當天柱とりぐ大日靈貴天照ぐ天上ぐ舉ぐ
紀日本紀云仗天之御柱為其登橋者則送之天也天柱
甚短而為其登橋者是時天地相去未遠之故也日本紀纂疏云
送日於天仗瓊矛登橋者為樣也○丹後風土記云伊射奈藝尊天為通
行而樣作立○但し此時ぐ門用ぐ
書ぐ初ぐ年ぐ紀ぐ舉也ぐ
仗日ぐ向ぐ書ぐ味ぐ非なり日ぐ紀ぐ景行天皇十七年
春三月辛子湯縣遊于丹嘗小野時東望謂左右曰是國
也直向於日出方故號其國曰日向也ぐ西ぐ帝ぐ
仗後の号ぐ又為の仗ぐ味ぐ日本紀ぐ西ぐ
天皇ぐ八十七年春二月大中姫物部十千連ぐ石上ぐ神寶ぐ
於ぐ兎ぐ物ぐ其神寶ぐ内ぐ年士部の腋ぐ出ぐ

八人嫗乃勾曲あり之記せり山汐よりて京化せり和又鳥
乃玉江清社くあり名ゆり尾張風土記神名
帳頭書と考るに熱田社は日本武尊の御託宣後小伊勢
並号天照太神素盞嗚尊倉稲命宮簀姫とあるそま
りの日本紀舊事紀帝王系圖攷考弟八日本武尊
垂仁帝の孫小景行帝九子なり垂仁帝十八年を九
十四年と称し生れ給へり其相貌と如へ人伝説なり
倭姫世紀に雄略天皇二十七年七月七日小建立とあり垂
仁帝十八年を四百餘年以後也又宮伝に幡文を廿二社
註記に聖武帝御宇神亀四年小建立とあれ垂仁帝
より三十六代を以後なり又建坂関明神は蟬丸を配祀
帝の御宇の人なり垂仁帝より四十九代なり又住吉
明神を攝津風土記云所以称住吉者昔息長足比
賣天皇神功皇后世住吉大神出現而巡行天下覓可住

國時到於沼名掠之長岡之前（前者今神戸之南邊是其地）乃謂斯賀可
住之國遂讃称之云真住吉國乃是定神社今俗畧之
宜称須美乃敵小見えめして垂仁帝より後の津
時十日並出草木燋枯堯命羿仰射十日中其九烏皆死
堯乃使羿縦大風於青丘之澤上射十日墮羽翼しける京師と云堯
下殺猰貐繳
新景行天皇小栗樹を植る
脩蛇於洞庭
禽封豨於桑林
俗説云京行天皇六十年十月帝御脳すりくれ法師なとして
鶴民欣悦業不
向服定天下道
里遠近廣狭
之名（出淮南子本經訓）
木帝小さるを以て一覓と云ふ者東つくに近江國に栗樹ありと
金あるへしと奏せしかくて彼木をさらしめ多に無き
物とその木のもとに行くに枝小一覓と
百て尋ならく小覓ついく仕る所の木屑を毎日集へさら

こゝに木ありき紀に云へらく秋なかの木に敵對する葛あり数年
威をあらそふ終に葛を以て木を云ふ縛へ給ふりそれとそ
れたる磐を焼て七十餘日に及ぶ木倒る此木の元九里四方
木の大さ枝葉なり是より帝の御悩平愈まし給ふ彼木の跡
試を栗木郷と號す今にいたるまで地中より腐たる木葉を
ほり出すを和かくは藻くづと云

今按るに此説日本紀舊事紀古事記其餘の諸實録にもれて
みえず今昔物語に近江國栗太郡に大なる柞樹あり
圍五百尋なり枝葉さしはびこりて其陰朝には丹波の國を覆ひ
夕には伊勢國をかくす地震にも動かず大風にも搖がず此故
に其國の志賀栗本甲賀の三郡の百姓は此木によりて日あたらず
田畠を作ることなし其郡の者ども上へて帝に奏す（此帝未知）
帝掃守宿祢を遣して此木を伐せ給ふ然ありてより
田畠豊饒なりとかや（右按近世舊文）玄中記に秦始皇の終南山
に梓樹あり大さ数十圍宮中を蔭ふ始皇にくんできらしむるに
忽大風雨おこり砂石をとばしてきられたるよりて人皆おそれて逃さりし
其夜まいりてきりたる木口あいて終りにまた大風雨におそ
はれ病おこりてよく寝ることなし其木のもとに宿せし旅人
きくいかりとて鬼見て樹に向て云く秦皇暴
まで汝ときらしむ若しかくしと樹云く人其れ風雨
伐れて其後伐らるゝなんぞ憂ふるにたらんやと鬼また問
秦王もし三百人を遣し頭に赤き絲をかけさせてきらしめばいかに
んと云ふ樹答ふることなし木の上にて聞居る者此問答
を書て秦王に奏しければ則其おしへのまゝにせさせしかば樹を
伐て倒るといふ此説とうりあかせる事に寄にしてかたるものなり（此段訂補）

（補）應神天皇三年三月まで御誕生の説
俗説云應神天皇は三年三月まで誕生ましませず夜二年
三月といふ世説あり

貝原好古云此説非なり日本紀に拠て考るに仲哀天皇八年己卯のとし天皇神功皇后とともに筑紫に幸せ給ひ九年庚辰の年二月天皇急ぎ崩ぜ給ひ神功皇后は御懐胎なり天皇の仇を討ん為とて三韓を征し給ひ御渡海まさに成ん為とあり三韓降伏して御渡海まさに成ん為とて十月高目應神天皇筑紫宮の敷田にうまれ給ひ辛巳の年春二月神后皇子とともに京に上り給ふと云ふは皇子の廣足廣尊坂王忍熊王謀て軍を起して神后皇子に害をなんとせしを聞て皆死なりかるに神后皇子は京に上り給ひ則この年の冬十月神功皇后の元年と成る二月壬午のとしの冬仲哀天皇と河内国長野陵に葬り奉る三韓の大敵に攻たゝかへ邦内の逆徒をことごとく亡し天下仮掌に帰あり給ひ翌辛未の年三月三日誉田皇子を立て太子と

と称ス誉田皇子を則應神天皇此御年十五歳にて御とあるべし後八幡大神と申奉るなれ誉田皇子を己卯の年の正月より神后の胎内にやどり給ひて生れ給ふと云ふは天下乃至定まる辛未の年の正月三日皇位に成る三月三日とは庚辰のとし壬午此年まで三年経未の年とは云ふ也三日とは三年の誤なり三年三月とは此年より三年三月まで誉田皇子生れ給ふと云ふは不審の説なり

一應神天皇尾張と説 仮説

信況云應神天皇は熊神の御子なり故熊乃尾まゝに成ん為とかゝる中国人とて御渡海まさに成ん為とかゝる也尾とかくるあるは紀州の内に尾張と云ふ所あり尾張の内に猿田彦の社あり猿田彦は天狗の面なり故に尾張と云ふなり

貝原好古云日本紀に手小
仁徳天皇の紀にも手古とあり
と云詞あり是ハ俗に云こ
ものゝとこかとのこと
ましなどく今の世に
云詞のことなり手古を
数日本紀に尾張と
書きれと考まとなへ
ひろうと云なり

あり今云應神天皇を譽神の御ことよりハ半ばなし御又ハ仲哀天
皇に御らく八神功皇后あり又尾張の字ハ日本紀釋日本紀に拠
ま尾張と書き今いふ嗚呼者などといひしことなれば言を知て
訓とまさまへさることの志つく公僻説をつくるなり

新 継體天皇花筐の説

俗説云継體天皇ハまだ即位ましまさざりし大迹皇子と申
せし越前国味間野といふところにおはしましけるが武烈天皇
御代とゆづりまつりしまで御むつびの人なりし供奉して上
洛あり即位ましまして後越前にて御寵愛の照日前と
いふ女房に御消息と御かたみに花筐を賜ひし居給ふ、
かの女房御消息をひらき見てまた 挑れて 神無月
かぎの志たし雲居に佩ありしも女の身の志の(?)ひて狂乱し
和州玉穂宮にいたりわかれし御寵愛をへて皇子
降誕ありけり安閑天皇ともいふなれより志く

急しきんぬまでみれしとの給ひ形見とおもひ宮にもぎしなり
今按ずるに舊事紀を考ふるに継體天皇は男大迹天皇
古事記にハ袁本杼命 更名彦太尊とあり男大迹とも大迹ともあやまれ
るは安閑帝の母ハ照日前と云ふ古事記に安閑帝母尾張連
等祖連之妹目子郎女とありしハ継體帝越前国味間
野にいらして照日前とむつび給ひし越前より上洛の時花筐
をたてまつりし事日本紀の継體帝の文に彦主人王 誉田天皇五世孫 継體帝
越前国高向の振媛と云ふ者容色妙なるをきこしめし納て妃とし
へと唐て帝幼年の時父彦主人王薨しにけれハ振媛男大迹とつれて越
高向にゆりて養育し奉る其後上洛しからひ即位ありて御母
と尊ひて皇太夫人と申しけるにあるべし舊事紀に饒速日尊長
髄彦妹御炊屋姫を娶つて妊めるとき饒速日命も 命して後
める子若男子ならば味間見命 又云宇摩志麻治命 又云可美真手命 とまうさんとの
こまふすでにしてうみ給ふ子男子なれば味間見命と号す饒

老月名神須素戔嗚尊と云ふ神快屋姫乃爪より出まして
いくくの子吾を見物せよと申し即天璽瑞宝盾授給と
なさ二説ありてなほ考ふべし
二用明天皇豊後国玖珠郡長者の牧童と成り給ふ説
信況云用明天皇の御宮豊後国玖珠郡長者ひとりの
娘より玉姫殿と申す美容色世にすぐれたりと聞召遊
しかれども帝いろいろ物ゝ御かくれかの姫と語給ふて
和歌あり名をもいかるる子細ありかんと長者医者に
なりて姫とあれひとりあり男子なりと財ありて
なくの姫なりとて小御宮をもて高くの財と名りる
敢帝と名乗給ふ十六の年なれども禁裏と三の宮
公豊後国にくだり御宮山路にあり長者の牧童となり
御宮成りて玉姫を通し月日経後懐胎ましまして天子なる事
あるべきしるしの長者れとうきあれて姫とかくれ給ふ奉

承知なるの姫なれば姫がせ給ふ帝と
今御宮小城国史及豊後風土記も見られ日本紀舊事紀
と考へ八用明天皇十六歳七月御いまし即位の一四十一歳
まして即位翌年崩御あり其際医国より幸乃中の智徳
なるの母々欽明帝七女用明帝の妹まして穴穂部間人皇女
云し城御兄用明帝后まして聖徳太子と厩
戸皇子（皇位継ぎ）といふ子あれば倍況乃説と和し一個一日本紀と安
康天皇大泊瀬皇子七女あり大弟香皇子（仁徳帝第六皇子 母日向髮七姫）乃妹
情按姫（母大弟香皇子 昭和後世帝の 中略姫と申せば姫ハ端姫）と聘せんとて根使をもて送
とはなりて弟ありて天弟香姫御門あり
押木七殊湯と根使者なりて天皇まして
主は殊湯を申すみいろいろ大弟香和しなりよと
養しかれば天皇逆鱗なり大弟香皇子城害し其妻中帝媛
履仲帝の皇女母ハ情按姫 伯父大弟香の妻なり
情按媛を大伯皇の

此くの如く後大兄香の子肩輪王（播磨皇の孫中磐の子）安康天皇を殺し
け給ふ大伯皇子眉輪即位し給ふ雄略天皇なりも
御子を清寧天皇と云ふ清寧に御子なかりしかは國々に勅を
下して皇胤を尋ね給ひしに後仲天皇の御孫臆討王弘
討王と云人なり共御父市邊押磐王（仲磐皇子の細あり）
て大伯皇子の為に殺され給ひしかは二人の子共害を逃れ
て播磨の赤石に落ち給ひ丹波小子偽雅ふ和と字て縮
見屯倉首（舊事紀に縮見長倉首と云ふ）と云者の僕となり牛馬
を牧て居給ひしかあるとき屯田司小楯の饗宴の席に出て殿
伸天皇の孫なる事を云ふ小楯大ふ驚き
まいそさ上座に公家義に下け給ふ清寧感あつて二人
をむかへとりやしなひ給ふ後に各即位し給ひて顕宗天皇
仁賢天皇と申ありし此兄弟の山陵は河内に見えたり

新崇峻天皇八釋迦佛の化身と云ふ說
俗說云山模我馬子東漢直駒と謀て崇峻天皇を弑たてまつ
り推古帝四句の文を作り給ふ我身本體釋迦尊慈悲衆
生即王位慈眼世間無常理終歸靈山寂光土云々釈迦佛の
化身なる故なり
林羅山翁春秋の法にならつて本を書して、そく八耳
弑天皇と八耳八厩戸皇子なり國史に馬子弑崇峻と云へ
弑逆とは云ひ難しなる故八耳と書せ給ふ本は春秋宣公
四年の經に夏六月乙酉鄭歸生弑其君とあり弑せし人は
公子宋なり三月公羊記に事聖筆の嚴なる所
にくらく沈と深せしとのなり帰生は鄭の貴臣にして政を
執し人なり公子宋は君位弑せんとす因て帰生に詔て云ふ
相ともに殺んと云ふ帰生云ふ人を殺して君を
子宋位に立て弑せて帰せ云ふ是公羊國の本意

て決断なき事かくのごとし又は信ある君を弑せし人とも其人君
を弑すること同じきの故に聖人罪を帰生に帰して万世の定めに
乱臣賊子の戒を示し給へり厩戸も又貴戚にて政を執し人
なりける子がつ神に驕傲しいまだなるを制しとゞめぬ天皇を弑す
と云ともまさしくこれ故に是も鄭の帰生に同じ或者取り太子馬
子ともに仏法を好み其志深くして相合て同気相求むる所なりて
罪悪ありとも人とも見ざりけんかしかして太子は天資聡明の人なりけれど
て聖人之道をまなばれ異端の教にまよはるゝや其費終に君を弑
するの逆賊をなみましますとあり（羅山文集）これをよくよく云は後世
仏を信ずる者好すれども其悪を知て厩戸馬子が罪悪をおほはん為
崇峻帝を釈迦の化身とあやかし世俗を誣る事かくのごとし

（補）

一 天智天皇腹赤の御贄の説

俗説云天智天皇はいまだ位に即き給はざるとき若年乞食の相ありし
ますしかとのたまひければ朕帝位に即て乞食を為るに何ぞはれんと
朕家相のまゝにて郎位をさけんとて其相をさけんとて西国に御修行あり
筑後国江崎小佐と云所を通らせ給ひけるにつかれて御食をこひ給ひし
ことも供御すゝむるものなかりしかは網をひく海人に魚をもとめられし
御忍びなれはやそこさけ給へり其魚の名を御尋ありしに鰚と答しかは
其後御即位ましましてもその魚を年々に備へ奉らる鰚の御贄の
起りなり（あるひは肥後国宇土長浜より腹赤を献ずといひ あるひは腹赤は石斑魚なりといひ又は鯇の字を用ゆ）

公事根源云腹赤ノ贄トテ魚ヲ筑紫ヨリ奉ルナリ昔ハ[illegible]テ節會ナトニ供シケルニヤ腹赤ノ食様トテクイサシタルヲミナ取渡シテ食タリ景行天皇ノ御宇筑紫ノ国宇土ノ郡長濱ニテ海人是ヲ鉤テ奉ル其後聖武天皇ノ御時天平十五年正月十四日大宰府ヨリ是ヲ奉ケル是ヨリシテ年毎ノ節會ニ供スベキヨシ定置レタルナリ

今按るに此説各非なり天智天皇にあらず景行天皇なり
筑後国にあらず肥後国玉名郡長渚浜なり肥後風土
記云玉名郡長渚濱（在郡西）昔者大足彦天皇（景行天皇）誅球磨（肥後国球磨郡に住る熊襲紀に見エ）噌唹（大隅国噌唹郡に住せる者なり）還駕之時泊御船於
濱御船左右游魚多之棹人吉備國朝勝見以鉤釣之多
有所獲即獻天皇勅曰所獻之魚此為何魚朝勝見奏申未
詳其名止似鱒耳歷御臨覧曰俗見多物即云尓倍佐尓今所
獻魚甚多有可謂尓倍魚今謂尓倍其縁也 肥後古老乃説

昔は渚（一作次）後赤の邊より井上に名くふものありて第十六代天皇に漁
猟をすすめ給ふ時に今ふつきる事なく勝赤綱くなつて流れて焼て高
買に肥後名産の一つなり西の名ふるくより初は都すなわち後赤の
御贄となる如き紀伝くれいあるかの鄭も綱もかさねて行りい
とも山なりて漁りとうとは後赤奥といふ色し後赤漁り供御乃
他しいまあり色天皇ふ後御と海へ出て後赤村と社と
建て崇り天皇以名を大明神と号る元と云景行の皇子四人を四皇
子といふ（稚と四皇子と云）崇り北肥日向御刀脈八神洲の女石明神いまを
（元と伊勢と云）日本紀に崇り天皇十八年六月高良郡より玉杵名邑に
渡るとあるい右の經歴なりて後赤に所の名なりて紀なりて
あるひい右鄭魚と綱と書い誤なり又長次の筆字
を漁りとあるとなく字を漁りとも又非なり一説小後赤をつて
なる奥と字をなりて鄭しなるかしいとも字を玉と名を境ひ
かる氏国字を漁りも漁れ北すして奥繁者なるべし何の故ぞ字

○按ずるに林云又俗説に
帝登天し玉と其外
しに馬八龍イホトリに
トマル其龍ヲ駒龍
ト名ツケイヘリサヒモ

三 天智天皇山科の行幸ありて也天智流
儒流に天智天皇山科の行幸ありて其国にて かつて流れ
給ふ天しるして相伝ふこの故にて世
御宿の所にすりきる所にて御宿とも

按下氏云諸説区々なり漁と為して国
儒流に天智天皇十年九月寢疾不豫
十月疾病弥篤十二月乙丑崩于近江宮（書紀に崩御の所を宮と云）
日本紀云天智天皇十年九月寢疾不豫
日本紀ヲ見レ父智
天皇十年九月ヨリ
寢疾不豫十月
疾病弥篤十月
乙丑崩于近江
宮トアリ萬葉集
ニモ天智天皇不豫

已国史の略文なり月し所い近江乃漁賀なりて紀後世
名をなりて乃叡居士と号し紀報して天智天皇の年と流留の
元亨釈書云寶永九年冥門延任（敏恩門井）義の告をうして注所
いまなる金文のなるまを法云紀ありやいか水云紀をつ称て流の

并御病急崩御
時大后奉し御歌
トモアレハ俗説信スルニタラズ　文章院元集抄

[illegible]

廣益俗説辨巻五終

廣益俗説辨巻六目録

天子

一　天武天皇逆臣大友皇子ヲ誅して即位説
新　同帝の御宇国栖の巻　附同帝ヲ二百星ちらす兵説ならびに説
二　天武天皇ハ聖主ぞ説
補　同帝舎利を右神ぞ部ぞ説
三　天武天皇ハ賢主ぞ説
四　清和天皇相撲の勝負によりて即位説
五　延喜天暦ハ聖代ぞ説
新　延喜帝寒夜ぞ御衣ぬきて民ぞ命ぞみと給ふ説　付同帝北嶽ぞ説
六　花山院后ぞ説　同補
新　安徳天皇ハ八ぞ歳ぞ大蛇ぞ紀身ぞ賞汲ぞ取ぞ説　同補

廣益俗説辨巻六

井澤長秀　輯録

天子

一 天武天皇逆臣大友皇子を誅して即位れし説

俗説に云天智天皇御位を天武帝にゆづり給ひしに大友皇子位をうばはんとて兵をひき軍を卒して襲ひけるに天武謀をめぐらし給て大友を誅して世をおさめ給ふと云々大友を逆臣といふ

今按るに日本紀并神皇正統記水鏡等の書を考るに天武を天智の弟なるうへ又聟なりし（天武天皇の妃菟野讃良皇女は天智の女なり後に位に即給ひて持統天皇といふ大友皇子の姉也）大友皇子ハ天智の子にて叔父天武の聟なり天智元年に天武を立て東宮とせられ十年十月天智病に臥し給ふとき天武をよんで朕病おもし後の事を汝にまかすよしありしに天武ねんごろにいなみ申て天下をあづけて皇后に附し大友皇子を以儲君とし給へ某ハ多病なれバ出家して陛下のために功徳をつくらんとの給ひ髪をそりて吉野に籠る同年十月

日本紀二十八
天渟中原瀛眞人天皇天命開別天皇同母弟也幼曰大海人皇子生而有岐嶷之姿及壯雄抜神武能天文遁甲納天命開別天皇女菟野皇女為正妃天命開別天皇元年立為東宮四年冬十月庚辰天皇臥病以痛之甚矣於是遣蘇賀臣安麻侶召東宮引入大殿時安摩侶素東宮所好密顧東宮曰有意而言矣東宮於茲疑有隱謀而慎之天皇勅東宮授鴻業乃辭讓之曰臣之不幸元多病何能保社稷願陛下擧天下附皇后仍立大友皇子

宜爲儲君臣今日出家爲陛下欲修功徳天皇聽之即日出家法服因以收私兵器悉納於司 壬午入吉野宮

大友皇子ふ〔…〕十二月三日天智崩御同五日大友皇子即位

給ふ翌年七月天武兵を發し大友をせむ大友らちまけて

縊死しぬ〔…〕此説ふよらは天武は即位ありて〔…〕

八月ふ〔…〕天武は〔…〕薙髪して余門ふ〔…〕吉野へ入て一

旦宮居を遁ふ〔…〕顧命を〔…〕兵を挙げ〔…〕

姑〔…〕天津日嗣を〔…〕人の論〔…〕

あらんとも大友を逆臣〔…〕正理なし

より兵を〔…〕説

新 天武天皇御字國栖の参り〔…〕説 附 同帝に二万里

俗説云天武天皇大友の皇子にせめられて大和國吉野に隠れ

し國栖翁家の〔…〕奥に〔…〕運を

ひらかせ給ひて後國栖の翁〔…〕又云天武天皇大友皇子

と天下をあらそひ給ひける〔…〕伊勢國にて方々の兵多く〔…〕

〔…〕天武の御勢いわつか三百餘騎大友皇子の御

筆根源云應神天皇十九年十月吉野宮ニ行幸有シ時國栖人参テ一夜酒ヲ奉リテ哥ヲウタヒケル此クス人山ノコノミヲ取テクヒ又カヘルヲ煮テ上味有トテ食ケルトカヤ吉野ノ河上リ二井テ嶺欠シ谷フカクリケル所ナレハ路サガシク侍ルヘ常ニ來朝スル丁不叶トナム申ケル其後ハツ子ニ参テ年魚ヤウノ物ヲ献ケルトカヤ今ノ国栖ノ奏トテ哥ヲ謡ヒ笛ヲフキナラスハ吉野ヨリ年始ニ参タルトイフコヽロナリ

勢八万〔…〕勢の多少〔…〕

〔…〕

二万騎天皇の御方ふ〔…〕て大友皇子の勢を十方に〔…〕

らる已よりして其所を二万の〔…〕名にあげける

今按ふ國栖爰ハ天武帝〔…〕應神帝の

御字〔…〕紀云應神天皇十九年冬十月朔日

吉野宮ふ〔…〕國樔人來朝之〔…〕國樔ハ京より東

南のく山を隔てて吉野河のほとり〔…〕

るそのま〔…〕土毛ハ栗菌及年魚のたぐひなりとあり又二万

の説相違せ本朝文粹三善清行説ニ備中國下道郡有

邇磨郷ニ爰見彼國風土記皇極天皇六年大唐將軍蘇定

方率新羅軍伐百濟百濟遣使乞救天皇行幸筑紫將

出救兵ニ天智天皇爲皇太子攝政從行路〔…〕

〔…〕

二万人天平元年九月遣大使
アリ 慈恵院の統中大夫

非ずして見ゆ 統家名書ゆえなり 病下道都に見ゆ 郷戸邑甚盛天皇下詔試徴
此郷軍士則得勝兵二万天皇大悦名此邑曰二萬郷後曰通
磨 金光集云 後京極殿歌 ほのぼのと明石の浦の朝霧に島がくれゆく舟をしぞ思ふ
とあり 用法同 行家集 きくこゝろ代々二万のさと人とあるは考へ知るべし
かをとめて せんとゆふるえつきしめ多

二 聖武天皇ハ聖主と云ふ説

俗説云聖武天皇ハ日本乃大聖人なり 紀者九紀現聖徳を示す

再来なり

今按ずるに聖武帝の聖徳まことに本朝編年録 羅山文集 日本略史等乃説と考ふ
扶桑略記本朝編年録 羅山文集日本略史等乃説と考ふ
聖武天皇ハ文武帝九代の孫なり 天平元年八月叔母光
明子立て皇后とす 同八年南天竺の波羅門僧正菩
提林邑乃仏哲 印度和尚来朝 家系帝王伝
多ふ 同九年十月中宮職に施薬院を設 日本紀 同年 疫病の起る者多し
同九年十月中宮職に施薬院を設 日本紀 同年 疫病の起る者多し

俗説に光明皇后の為にとて法華寺を建立
ある俗説に 法華寺の御堂に荷せ湯と称して
高く坐す 最代未聞なり 同十三年左宰相兼式部卿藤原廣嗣謀叛
共説に元脇俗云 俗姓 光明皇后に密通 第子見て帝に奏
ふるとも 天皇聞き給ひ元脇を捕へて廣嗣を
捕て帝に廣嗣 廣嗣 元脇 元脇 廣嗣いら
つて 帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣
帝に廣嗣 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣 元脇 廣嗣

唐憲宗己亥
十五年迎佛骨
至京師

補

俗説云聖武天皇行基ヲ勅シ給フ佛舎利一粒ヲ乞ゲ給ハラン

聖武天皇舎利ヲ請ニ伊勢ノ神文説

功德使上言鳳翔法門寺塔有佛指骨相傳三十年一開ク則歲豐人安來年應開請迎之上遣使師曙表迎至京師留禁中三月還之諸寺王公捨施

歷述諸寺王公捨施事

古民瞻奉

唯恐晚及刑部侍郎韓愈上表切諫以爲

佛者夷狄之一大願如渡得脫又受難得寶珠加暗得炬師ノ言ヲ

法爾皇帝

以至禹湯文武

皆享壽考百姓安樂當是之廟使ヲ

時未有佛也

漢明帝時始有

佛法其後乱

相繼運祚不長相ヲ

宋齊梁陳元魏以

下事佛漸謹年代

尤促惟梁武帝

在位四十八年前後

三捨身爲寺

家奴一竟爲侯景所逼餓死臺城國亦尋滅事佛永福乃更得福由此觀之佛不定信奈何知矣夫佛不夷狄之人

功德使上言鳳翔法門寺塔有佛指骨相傳三十年一開ク則歲豐人安來年應開請迎之上遣使師曙表迎至京師

留禁中三月還之諸寺王公捨施事

歷述諸寺王公捨施事

古民瞻奉

唯恐晚及刑部侍郎韓愈上表切諫以爲

佛者夷狄之一大願如渡得船又受難得寶珠加暗得炬師ノ言ヲ

法爾皇帝

以至禹湯文武

皆享壽考百姓安樂當是之廟使ヲ

時未有佛也

漢明帝時始有

佛法其後乱

相繼運祚不長相ヲ

宋齊梁陳元魏以

下事佛漸謹年代

尤促惟梁武帝

在位四十八年前後

三捨身爲寺

家奴一竟爲侯景所逼餓死臺城國亦尋滅事佛永福乃更得福由此觀之佛不定信奈何知矣夫佛不夷狄之人

不知君臣之交父子之恩假使身尚拙於朝京師陛下容而接之不過宣政一見礼貌一設歡娛襲衣於境不令惡報也況其身死之後棺柩之

不行神法寶基本記云不預殺惡不失其正月不見不淨神祇

曾豈實歟入宮禁

本源云神人守混沌之始屏佛法之息神祇令義解云謂禁

乞付有司投諸水火

惡者不淨之物鬼神所惡也禁秘抄云不預禄悪禄悪禄悪

永絶根本斷天下之疑絶後代之惑

佛事必以昌黎韓愈佛骨表為枯朽之骨

使天下之人知聖人之所為

山禄之餘豈令入宮禁乎況

延佳神主云因古之教

天皇の出家の事神祇

又古神文神祇八字屋

なれ大日の御光あり

物供まて伊勢の神文

神祇物ゝ

天平十年五月辛卯使右大臣正三位橘宿禰諸兄神祇伯従四位下中臣朝臣名代右大辨従五位下紀朝臣宇美陰陽頭外従五位下高麥大賚神寶奉于伊勢方

右陽落記同既書云仍基事

出于飛文源秘抄者字屋而也

續日本紀云

神宮

○兩部習合以聖武之夢為其起見于神宮雜事記

右神宮例文云伊勢公卿勅使聖武天皇天平十年五月辛卯勅使右大臣正三位橘宿禰諸兄中臣神祇伯名代民部卿関麻呂右説上以異アリ

伊勢勅使部類記云公卿勅使雜例聖武天皇一度宣命趣遣唐使平安夏

右神宮例文云自聖武帝至持明院勅使百三十度少々あまりとも右説

神祇の事を見る事

又聖武帝御宇の事を

山傍富加之大々

愛を思ひ

雜愛殿

殿の高宗

夢の傳説を得て成湯の政

漢の明帝

佛を愛し中國も

神國

寿と

先王宗廟の禮

帝の

わ

聖武帝も

佛

御

愛を共思ひ感

中の実

ありさると

右大和小学

異を考つゝ俗説のあやまりなる

三種武天皇八賢主也

俗説云種武帝を賢主

天暦の四賢と

説

ひあ多ひ聖武種武延喜

今按ずるに実録にもひろく桓武帝の賢徳見ゆる故に
中山忠親の水鏡にも考へ書きに桓武帝その御名は山部親王と
申し光仁帝第一の皇子母は高野新笠姫なりしを故に
帝いまだ位にましまさん山部親王はおはさし至て井上皇后聖武帝二女孝謙帝ノ妹
の御腹に他戸親王とて十二になり給へるを東宮とすそのあ
とも帝皇后と博奕をうちまひあそびてありけるにたはぶれにま
ろく賭物をかけばさらん物かける男出来給へ后まけ給ひなば
参らせよ若からん女は皇子にせさせ給へとありけれ帝まけさせ給ひ
ければ皇后男をは出し給へと言ひけるを世にきこえける帝は
かせんと称しめ給ひし藤原百川らいふ山部親王に志を通
しいかにもして即位まつらせんとおもひ案じけるに折をはかり悦び
参らていふに皇后の御所へ参り山部親王は年若く美貌なりと
とて親王に参りて給へ中ぬく仕まつりき帝親王へとよび
わたし年老く后宮に参り給へと仰せられ親王すかさ

ならず継母皇后に参りて給ふ親王御年三十六皇后御年五十六
なりし世のそしりをもかへりみず后親王を深くおぼしめして
召しよせられまどはせ給ひけるに此故に帝も后をうとみまし給ふ
御心に次第に百川らが讒言をかまへて皇后他戸親
王を廃し給ひ山部親王即位し給ふこれぞ桓武天皇とまうす
世に流布の書には桓武帝は賢徳をもつて百川を忠臣と記せるもあり又あやまりなり 即位せられし事しかあらず其御
ふかくれなしかんそ賢徳と称せらるる事なしけんや

四
清和天皇相撲の勝負によりて即位の説
俗説云文徳天皇は惟喬親王惟仁親王とて御兄弟の皇子おはし
ますれは第一の皇子惟喬の御母は従四位下右兵衛佐紀名虎が
女静子なり第二の皇子惟仁の御母は太政大臣藤原良房公
の女明子なり後の染殿后と号 帝いまだ御子は位を即させ給ふべきやと
おぼしめしまよひ給ひけれは勝負によりて御位を定め給はしと
てまづ十番の競馬あり四番

なり一宮より第六番は二宮より第五番は惟仁の御位なり故に
位天皇を位の御ありなりとて
其後頂よりとく御譲あり位を
方ちなれ祖父高位名虎惟仁の御かくなりは惟喬親王
なり各御祈乃御あり一文乃法方を東寺の極本真源僧正
二宮の法方を延暦寺の恵亮和尚なり流し相撲をまして
紀雅縄に勝り友惟仁即位す御位を
今按ずるに文徳天皇第一乃皇子惟喬第二乃皇子惟仁を
非なり三代実録に文徳天皇有四皇子第一惟喬親王第二
惟條親王第三惟彦親王皇太子惟仁是第四皇子也
又文徳帝在位の時相撲乃勝負によりて惟仁即位と誤
きり三代実録に嘉祥三年三月十五日惟仁誕生十二月十
又日立為皇太子天安二年八月十七日文徳天皇崩御同
十一月七日天皇即位於大極殿ゆえに惟仁八歳に

命を受けとりて其物語を作りかくのごとく殊に惟喬方より
相撲に出ることを紀名虎が兼和十四年六月己酉敬位正四位
下紀朝臣名虎卒すと續日本後紀に見えたり此時惟仁は
二歳なりとあり紀とちがう俗説乃相違を知べし

五　延喜天暦は聖代と云説

俗説に延喜天暦の聖代と唱へ来る我朝は堯舜と称し
今按ずるに法實録を考るに延喜天暦乃帝は聖德ありて
延喜帝醍醐天皇を御父寛平法皇天皇を不孝なり好者乃徳を
信して忠臣菅原道真を左遷掌府にうつされたるなり
那なる惺窩先生乃説に本朝延喜帝を称して聖と
崩を謂て聖崩と云ふ君すでに聖なるは何年が
ここに記なんや力を其間にいまるとも
なり其延喜帝乃聖は吾いまるとも贈錄説天暦
帝村上天皇を高く惺乱なり
友京師埴乃女安子孤中文と次

安子の妹登子光帝の御兄宣明親王の妻なり容顔美麗
なりしかば帝中宮安子の亡後登子を
通しまゐらせ給ひ安子も崩御せしかば帝ひそかに
ひて康保元年より登子を内裏へ召入れ
従二位に位をあがめ奉り給ひしかば見る人の眉ひそめ京
四年詳しく栄花物語大鏡等に見えたり是等の政治明智
此世の常なりしかども人のいとゝ載集に序し延喜の記
のみならず古今集を編せられ天暦のかしこ聞人と記せり
後撰集を行ひ給ひしかば四代見えて延喜天暦をなつかしく
智の御代なりしとあらんか

新醍醐天皇寒夜に御衣を脱ぎて民の苦を知給ふ説附

同帝地獄に陥ち給ふ説

俗説云延喜帝醍醐天皇を聖主なりし民の家にみとりさせ給ひ寒夜御
衣を脱ぎ給ふ又いとく延喜帝御所御乃後生乃窮の日光上人頻

死して冥土にゆき帝にあひ給ひしとけり帝仰せ給ふは地獄に陥
ちるとの仰せなりしかども汝をよみ申しの為なりとの御
朕生世の日光公寛平法皇の命まそむき時平に讒言と信じて菅原相
と共に罪なきに流し給ひ地獄に陥ちて苦患
なりしかば上人かこまりてうけ給まる
共に死みしかばまつく地獄にて八罪なき者なり命を上人に
代りやまゐ申なりしてよみ世の人の
ぜつつとも高ぎ小かてそうちあるも共後日光中十二日ありて蘇生し
さて京紙村上帝より菅廟を建て帝北御所と称ずる所俗
流れつゝ年久しくして保元の乱に焼亡ありしとなり但し宝徳八後人の擬作し
今按ずるに延喜帝宇佐の御衣を脱ぎ給ふとは一条帝の御事を
取ちがへしなるべし古事談續古事談に一條院いまの乃夜御所
衣を脱ぎて寒夜に寒れ上京つ院なぞかくせ給ひしと聞て
まつりかれ八日に岡の民をむしろにまわしひとりあるを取給

へ〻次とそ作るとあるは誤なり仏を後京極殿よみ給ひ
給ふ所なき神たちなれ世の中にはむけ奉民のあるのみ
なり弘法へ高野へ〻又延喜帝地獄に堕給ひし事を傳の但
地獄の説あり詳良卿うせ給ひ佛の國を極西のさとりあり其
居所弘天堂とは法弘大師の者弘を地獄とは〻居室として居
しむれと地獄とは〻日本の土の穿なり地中の獄屋といふ穿なり其法尭燒奉磨
の刑あり閻羅は後世の刑官なり罪人を拷問し刑四討弘ためさとる
仮人の道法也庚己編云閻羅王者三子
長名江次名海金剛は後世の衛士なり獄屋の番とする奴僕のさとりそ罪人を刑
罰するにこれを獄卒と唱ふ
皆蕃國生の人を四対する法なり弘死しる者は閻ども次と
あるまり作ふたそ人はけるこれ痛辛とし氣を神なし穢あるの氣なり
なるとあるは地獄とはいなや夜叉羅刹鬼國は西方の土名なり其地中國と
去事遠くして風化及ぶる所其生多不異狀多く人類な
共元地極西のさとりて中国より後をきゆ人の形体風俗ともに異なり弘法
全地獄の法とく事弘とは獄卒ともものかたり角切ひ髪をみし牙をとしたり
なるとう新句は後大令不載の万物遠紀編〻四足者多翼戒角者之上歯也
かもとて有味なる去の設弘不の器書なり

神學の佛者あれと奈何ぞ民俗ふさとる次死
後は花弘受るとうふまとひ佛と名つとひ信し寺弘
建設弘家しを為とるもむとへとを弘て天堂を祭ふ
とあり右異端折正而載説全文甚長今摘其要峯其異界解に如此冥考本書
但しんのまとんひて地獄と
考へ知へし爰ふの海雞教部より
あれとりて地獄の説と
まくふなるくれ欲ハ醍醐
帝乃御門先衣しあるしは弘法大師遊方記より弘仁二年九月高岳親王
出家空海示親王歌云伊布奈良久擦落乃楚古丹於知奴
禮波利利毛毘舎毛皇遍陀天也和寸留法華経第五の氏歌とはせ
少あり男ふる好事者ふうく弘女しはうさをあて於朔帝の
御うるとする又藤生れ年を神弘ましあるは山年なる
後漢書云獻帝初平年中長沙有人姓桓氏死棺歛月
餘其母聞棺中聲發之遂生白曰至陰爲陽死しる者の
下人高上其後曹公由廣士一起とあるかる事弘知さる多去
日尼弘称ふ少〻修まるけさる説なる〻〻

○栄花集小宮曹殿ハ
冷泉院のみこ八田に
なかていみらん京
ミやこを寵せられて
其後も於はしませ

六 花山院后ある説ニひの説

倍説云花山院よ藤壷女御弘徽殿女御ハとく御寵愛ありけり
ミ給ひけるが藤壷女御寵れとうへしを恨ミ怨ミて
弘徽殿女御ハ命も終ミて後の帝遁世ましまし其後阿倍
晴明ハ内ハく弘徽殿女御を蘇生せしむといふ
今按ふ本説なれも栄花物語に寛和元年記を考ふるに花
山院即位の初関白頼忠の女為平親王の女大納言為光朝
光か女と女御とし給ふ又大納言為光か女忯子を女御とし弘
徽殿よ居く寵愛ありされの上皇女御なあまとも
なきけみとし忯子懐妊して八月よ及ひて病死す帝御な
けきのあまりに耐しくおはしまし世を厭ひて御ぐしをおろし給はし
たう寛和関白道兼其ろハいまだ蔵人弁にて
ありしが厳に悲華經乃妻子珍宝及王位臨命終時不随
者と云ふ文を書て見せ奉り御出家をすゝめ給ふも流

給ちかる気色をとか
ひけるあまきへ
給ふの後のあらて
御そ卯月のころに
正三位中納言にて
なれまかりける
がしまして給ひ
御さりしもぞ世の
人ハ中ノ天元年
関白の道兼ふを
又ども給ひくとせ
給ひける世よ花
見かくぞやける

供して判殺にてそへ参りし賺しまされれハひそかに大内裏
を出のひ御花山寺に号元慶寺在山城国宇治郡入落飾ましく入覚と号し
給ふ御年わづかに十九なり知人なりしに天文博士安倍晴明
朝天子去位乃天変ある考へ知来内去て告けるよ
よりて東宮懐仁即位ましまして一條院と申きこ後よ花山法皇
中務といふ女房よ生給ひ鷹司四君よ通ひ給ひしたまふ小
世継十二剃彩を考ふるに一條院の堀川女御といふハ堀川右大臣
顕光乃女よして御子なかりしとかやきれと後に御堂関白道長乃
女彰子を后にて女御とし叡慮を愛給ひしから藤壷女御といふ
後ニ小一条院ニ入らせ給ひて小一条院と号す堀川女御ハ此らしを悔し（?）
せ給ふにもあられハなげきさまで病に伏して死せられ顕光これ
を深く恨ミ死して後悪霊となりて上東門院をなやませ奉り
世に悪霊の大臣といふハ是なりとあり これを世に一条院の御あくるといふ 補 大鏡云
右大臣師輔女安子村上天皇乃后にて立弘徽殿にて御宣耀殿

女御は左大臣師尹の女なり此时藤壺にすまひけるがありけれ
安子中宮の御かたへ穴あけて見けるに女御のかたち美しく
ありければ安子ねたくおぼし土器の破をとりて其穴より女
御をうちけるに帝御覧ありてたいそうおいかりありける帝の
おりしもせる時なりしかば長さいらぬせぬふぞありしからを
ありしかも妄作せし説なるべし　此段訂補

新安徳天皇は八俣大蛇の化身にて寶剣を取返しに来る説

俗説云安徳天皇は八岐の大蛇の化身なり大蛇素盞烏尊に害
せられし尾にある剣をとられ是天叢雲剣にして後に草薙
剣と號す其怨故大蛇安徳帝とうまれて寶剣を取かへし
入海しおはしまし神代の政れたりと云
今按ずるに安徳帝を八岐大蛇の再生とする事妄誕なり
又大蛇の尾にありし叢雲剣は後に草薙剣と號し日本
武尊東征のとき熱田社にをさめおかれ安徳帝して

入海ありしは崇神帝の御時に天目一箇神に命じて作
らしめ給へる剣なり其相違なきを考へし但し寳剣入海の
事は子細あり東家秘傳神皇實録云天御中主神與天
日靈貴盟宣皇孫尊 天津彦々火 天皇如八坂瓊之勾 是神璽
舊事紀云玉作の祖櫛明玉神として八坂瓊の五百箇の御統玉を作らしむ令八伊弉諾尊の子なり古事記云八尺の勾璁の五百津の御須麻流の珠を
○釋日本紀云尺ハ坂と訓同し八坂ハ言ま此の名なり此に玉を以て御統の作るを八尺の勾玉とふよりてあやしき神代の風をして玉をとりて
とおきずるり紫秘抄云未だ海中よりかくめ出しまで文の作とりて
てし崇れ様を以てこれとむすぶ越後風土記云八坂丹ハ玉色青し日青八坂瓊玉
以曲妙
治天下之政且如白銅鏡 又麻須美の鏡と記せて又ますみの鏡ともいふ今略してますかみと唱ふあるひハまそ鏡ともいふ又八八咫鏡ともいふ
八咫ハ八寸なり天照大神の命にて作る所なり 補 伝承所縁云神代の用ゐる八咫鏡ハ分明の經八
寸の鏡と見らるゝ又云是すみかり日像八咫鏡を古語に八咫といひて此にしるし形とおに八咫とも
曰すも俗書にハ神鏡と称し形の鏡に作るをおへ
表蓋鳥るはれつの鏡と神化せしハ甚非なや
以分明看行山川海原即提
是靈璽劔 天叢雲劔後に草薙劔
盟自天之的神とあらめ祀る
平天下利萬民矣 補 類聚神祇
本源云肆以名之三種神璽也○北畠親房解して曰く
璽乃ごとく曲妙なるを柔順の心と表し 劔ハ 神代口訣云玉ハ温潤ハ仁也
貝原氏云玉の柔なるをもく温潤の仁徳ありて天下をよく治る政事とさとし 鏡をとなる曲妙と
八曲とハまかれるなり又ハ一定の趣にあらずそれまで事物に志さるらひて時宜に従ふの故

かりそれとも邪曲なるものを曲なりといひ、つゝしむなり、正直なるを中すものなり、往也正
まして傾ぬたる事を來世ながらするの附せる人は
あらはし天下を利するの政なりといへり

又いはく鏡のごとく分明なれば善悪のすがたあらはれ

以上系家秘傳

又いはく鏡は一物をたくはへず私の心なくして萬象をてらすに是非善悪のすがたあらはれずといふ事なし其すがたにしたがひて感應するを以て徳とす是正直の本源なり

れず深なり中にもかくみえずかくし宗廟の正神とあふぎ給ふ鏡は明徳をうつすと皆つてん心性なお頭なる所は慈悲決断は其中にあり又すなほしく御神徳なりかくふるさ

御心をこれ究めひさんぞし天にある七の日月よりてあれぬるなれそ取しこれによりて文字を製するとも日月を明となしたり

以上神皇正統記○神代にいふ鏡は清明正直の本とあり○貝原氏云は鏡のごとくなめなる正直の形をとりて山川海濱まで照らし給ひて朝に海邪なく神は遠賢なく政及あれらりて鏡よく通達し万民をあくまでもたてまつるとかふなり

又云剱のごとく剛利なるを決断の本とし給ふ

神代にいふ剱の剛利は智恵の本とあり貝原氏云剱を決断に用ひて正剛の威の表なれは内にして私愁奸諛の人欲をわたり外ます邪悪暴逆の賊欲を誅し身くにふ年まいでるまでなくゆるさずしてこれまでも勝負をおのれのかた

威ありて天下を感伏せしめ万民を利益を施しめ

治世の要を正直慈悲決断の三つなりとしたまひて神勅言約ましまして旨廣し尚書に八剛柔正直の三徳といひ禮記には智仁勇の達徳といふ其義一なり

以上系家秘傳

又云神器世に傳ふる事日月星の天にあるにひとし

神皇正統記

又云我國之所以殊諸方者以神國也神國之所以有靈異者以寶器也

元々集○元々集は神代より三種のことを記し北畠親房の著なり

按ずるに三種の神器は神代の經典なり古は書もなく字もなかりしかば三種をもつて教とし皇孫に遺し給ひて神器の三徳を備へ給ひて寶祚の隆當與天壤無窮矣となり給ふ

あり人の徳は智仁勇の三徳を表して三種の神器とれり給ふといふは此なり日本にとおりと教なり

それよりて以後の天子は神器の理を受けて天下を知ろしめし來てつゞき給ふより智仁を勇によつて有ときのみの勇をもれて智仁おこなはれ武の権を清盛にうしなれ剰頼朝尊氏迄補佐となりしかば朝廷の武備衰ち

者也と称し山傍玉かに花説の神道衰王風降素盛焉
尊治天下之權歸于武家始乎平清盛而成於源頼朝
とい(ふ)説(の)ごとき安徳帝の御字寶劔とうそ説
うそあるべし工夫すべし 此段訂補

皇子

新 日本武尊吾妻と称する説附草薙劔の説

補 宇治椎郎子百濟の表を踏まざる説

新 早良太子蒙古人と戦ふ説附菖蒲冑の説

后妃

一 神功皇后乾珠滿珠を龍宮より帰て新羅と從へらる弭

新羅王を日本の拘たる巻の書付の説

補 二 雄略帝后播桜媛帝に諫る説

光明皇后浴室をいとふ説

聖武帝の先きに阿閦佛を祭り給ふ説附皇后

東大寺建立の夢せる多く故帝遷化あるよ

新 井上皇后大蛇となる説 訂補

南朝の後宮廉子姫ならびに新説

廣益俗説辨巻七

皇子

新日本武尊吾妻に化したまふ説附草薙劔の説

俗説云日本武尊尾張國より松の偽としゐ求れ原妻と
ふとなく家よりてまり妻ゆせ岩戸姫と幸ひ所とも
ちく駿河國富士地にて北よりいる其國の出徒に卿を待
てあそこ所にて弟ふ出後尊卿を火と
ちちくやさこうとんと志ゐれ八尊帯しまへる天叢雲劔と
ぬき弟と薙て焼草うち拔給ふ草薙劔と名付給ふ
後に尾張まかり岩戸姫と連給へつとそれより移給ふ
とく大蛇毒氣を物もとく近江國千松原といふ所ふ
う拔ひちうて松の枝にかけ給ふ岩戸姫尊に行あと紙
ちなれちうう千松原なくて振はしく振いる所に
耳ちひ出れ八ちまうの大蛇ごとくこれあ八妻ちとあり

井澤長秀　輯録

より東國とハ吾妻とをづちけるなるべしの乃ち熱田大明神
と現し給ひ岩戸能登守と神とをがしるしの
今物語に海辺の岩戸能登守ありし日本紀に曰武尾
張郡尾張氏女宮簀姫而淹留踰月古事記云尾張國造之
風土記云尾張連等遠祖宮酢姫。姓氏録云尾張連火明命之子天香山
命之後也。神皇正統記云信濃より尾張へ出かの國に宮簀姫と
ゆかりあり尾張の稲種病祈る姫や　と記せり宮簀姫乃ち
且熱田乃社内に深草乃祠と云ありト部兼邦乃神道
百首和歌抄に道祖神と祀れと記せり祠とあるまりて
岩戸能登守と共に後河國富士地にて尊劍と授て草薙
薙乃ふとゝひあるひい劍乃ちなるべしなるべし草薙薙と
草薙劍と号すとゝ山傍集云日本紀註尊
所佩叢雲劍自抽て尊乃草薙と所ゝ云ふ
て免ゝ
の加筆なるべし其子細ハ見ゆ
紀神代巻に天照大神天津

彦々火瓊々杵尊草薙劍賜ふと所ゝ云ふ芦原中國
を定まるを以て蛍火光神蠅聲邪神草木言語あり故に
提婆靈劍平天下利益民安て賜ふしるハ皇孫中國を
天くだり荒振邪神と神拂ふとゝ蘇根木立草花垣葉
然し語止て安國と成ると
先乃ふ蘆き劍乃ち故に草薙號
云へり
ゝ千松根を取て日本紀紀考に曰病ゝ
素ゝ
ゝ紀元前庚申
武尊相模ゝ
海中ゝ暴風
乃ち奈良の弟橘姫と
ゝ

かへりけるに春日あたりにて王命に贖て海にいれんとせ
つるを海の中に入に暴風おこりて死やらし和岸に流よりけり
それより当上総より陸奥まゐりて蝦夷を平け常陸を経
て甲斐にいたりそれより武蔵上野をめくりて碓日坂（倭名類聚作碓氷）
にのぼりたまひて当碓日嶺にいたり東南をのぞみ歎して
いはく吾嬬耶やと是より山の東の諸国を號て吾嬬国と
いふとあり是等の説は考へし　俗説のあやまりはしるへし

補

宇治稚郎子百済の表を踏みし説

俗説云菟道稚郎子百済より来る表に無礼なる事ありとて地になげ
てそのふみを踏へられけるとなん　此文をよく考しに割註あり
今按るに宇治稚郎子ハ應神天皇の御子にて仁徳天皇の
御弟なり應神帝より御位を讓られしを辞退し御兄仁徳
帝に位をゆつりまゐらせんとて自害して死し玉へる
其賢徳善行我朝の泰伯ともいふへし　詳に日本紀に見へ

たり又百済より来る表をふみたまひしとの事は大かた俗説なり此説ハ俗
説を日本紀云應神天皇十六年春二月百済王仁來菟道稚郎
子習諸典籍於王仁莫不通達
のくわしく訓を文をならひたまひしとあり　北史云國書云日出處天子
致書日没處天子無恙云云帝覧不悦謂鴻臚卿曰蠻
夷書有無禮者勿復以聞　日本王代一覧云推古天皇
御宇異朝にては隋の煬帝の時にあたれり日本より小
野妹子を使として隋へつかはされ其書簡に天子と称して
日出處の天子書を日没處の天子に致す
の天子恙なしやといふて煬帝これをみて大に無禮な
りとて悦ばさりしとあり此時の皇子はいかなりけりて菟道皇
子と煬帝の日本の書簡の無礼なるをいかりしは
菟道皇子ハいかなりと思ふへし典籍とある説踏といふか
くの如く僻説とまりて申しそのなり

新早良太子蒙古人と親戦

後伏見早良親王を光仁天皇第二皇子なり天應元年四月朔日市兄山部親王征夷大将軍となる今年蒙古人の乱を聞き八月六日市兄山部親王の陣の前を大船の数百艘を連ねて襲撃せり賊徒敗北して溺死する者多し勝利を藤森社に祈り給ふ八月六日神幸乃元祐人皆甲冑弓箭を帯し乃菖蒲冑菖蒲筋當社乃祭礼なり今諸国

今按ずるに早良親王市兄山部親王を称し給ふ天應元年山部親王即位し給ふ日本後紀を考ふるに天應元年山部親王即位し給ふ桓武天皇なり其後市兄早良親王を廃し給ふと云ふ故に八水流に光仁天皇の子他戸親王を廃し市兄山部親王を立給ふ

と云ふ故なり

又天應元年蒙古来る年正月宗家より使を遣はし文永弘安年中蒙古襲来ありしより市兄山部親王人民を率ひ給ふ

天應元年蒙古来る年正月宗家より使を遣はし文永弘安年中蒙古襲来ありしより市兄山部親王人民を率ひ給ふ

藤森社々舎人親王を祀る早良太子を祀る

親王之廟也親王者天武帝皇子舎人其諱也天武帝第六皇子。釋日本紀曰第五皇子。續日本紀曰第三皇子未知何是

天武帝第六皇子。釋日本紀曰第五皇子。續日本紀曰第三皇子未知何是

新田部皇女舎人其諱也天

平七年十一月乙丑社語曰嘉仁麟德暦考此月朔壬子十四日乙丑親王薨壽六十歳葬于山背國深草山陵藤尾即今藤森也贈太政大臣奉崇道盡敬天皇天皇疆識清雅達於神道渉於冊書蒐輯日本紀三十巻又得弓兵神妙之法其兵法秘而在焉毎歳仲夏端午日騎射走馬甲冑帯刀把弓矢操戈矛祭之延暦年中早良親王為厲仍謚崇道天皇薦之當社相殿以親王時崇敬當社也

又同書載御霊八所記曰桓武帝即位之翌立早良

太子何其急也賊殺藤原種継是太子之所教而致
則何不宣其罪而廢之也追稱尊號則曰朕有所思
亦何謂也國史不顯記之釋書未可輕信也又言追
爾之號與舍人親王同曰崇道天皇而不有盡敬之
號益由太子崇敬藤森而謚之如此歟當社末社親
王坐藤森相殿太子坐爲誠有以矣とあり又端午の
菖蒲曹菖蒲餝當社乃祭禮なれあるとい事此なり
續日本紀に聖武天皇天平十九年六月五日天皇南殿に
御し騎射走馬観見給ふ六日太上天皇御して射まく
むとす人日の氏族の高蒲を用ひ菖蒲を餝とし
てふる舞をとりむ〻まとりて後菖蒲餝ふあるものハ
文中に入れとあり天應年中より禁ぜらるの
事なれ共多時に五月五日の武帝あり
ぬかつ氏とりあり武德殿に於て六府競射を

事あり又日本後紀に弘仁の人皇嵯峨天皇宴
乃御馬に乗て競馬の事あり西峯松下氏云ハ初端午
に紙とりとく曹乃人形とはらく用ふ法なとこし
門戸に懸くなり平御覽引荊楚歳時記曰採艾以
爲人懸門戸上書言故事引歳時雜記曰端午採艾以
結爲人懸門戸上以避毒氣ふくあるよ〻つ家名
ものとく以て色乃流と考へ

后妃

一 神功皇后乾珠満珠ヲ授ケ給フ事

新羅ヲ指シテ日本ノ物ナリト岸石ニ書付ケ流ス

俗説ニ神功皇后ノ新羅ヲ攻給フトテ神示ヲ奏シテ海中ニ身投ゲ給ヒ曇磯良丸ヲ神ニ祈ル所ニ磯良丸ハ海ノ中ニ入テ切ハシトシテ豊姫ト乾珠満珠トヲ授ケ給フ

龍神ヨリ満珠干珠ヲ海ニ投ル事

遠ク新羅国中ニ及ル新羅王ハ是ヲ見テ驚キ怪ミ乾珠ヲ見ケレバ命ヲ失ヒ満珠ヲ海ニ投ル時ハ海潮ヲ高ク流シ岸石ニ新羅国ノ人ヲ流ス国ノ人ヲ書付ケ流ス

貝原好古ノ神功皇后乾珠満珠ヲ授ケ給フ事

貝原好古ノ説ニ仲哀天皇ノ時ニ日本紀ニ秋七月ノ日豊浦ノ津ニ行ヒ給フ日皇后如意ノ珠ヲ海中ニ投ル

秋日本紀云ヒ伝ル国吾川郡ニ皇后御舟ヲ留メ給フ所ニ皇后御舟ヲ留メ給フ所ニ皇后ノ御舟ヲ留メ給フ所ニ皇后ノ御舟ヲ留メ給フ所ニ皇后ノ

[illegible]ハ二珠乃至[illegible]
信吉ハ又皇后の舊族乃[illegible]
[illegible]皇后南海[illegible]如意の珠と[illegible]法
華經[illegible]龍女寶珠と[illegible]
[illegible]
[illegible]阿閦[illegible]
[illegible]又皇后[illegible]
[illegible]新羅國の
[illegible]重寶府庫を[illegible]圖籍の文書[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]八幡宮記不載摘要記ハ。今按[illegible]皇后新羅を
[illegible]神代[illegible]見る二珠
[illegible]大祓行令の苗裔諸等

人皆今ハ[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

補 雄略帝后播磨媛帝を諫る說

倭武天雄略天皇葛城山に獵し給ふと我舍人の猪を[illegible]
[illegible]
[illegible]

僧尼光明皇后佛の願ありて浴室院建貴賤を浴せし処
又ある人の妻と云ひしもの千九百九十九人院竟して癩
人男女を湯に浴せしに最後に一人の女ありて皆人
皆光明皇后千枚の垢と云ひ皆人皆垢と云ひ
癩を吮膿を吸て頂を踏まれと人々かなしみ有しに癩人忽光
明と変じ仏と云しを人々かなしみ皆悔
皆仏なりと云ひ又光明皇后の願に東大寺建立
遷都して東大寺建立
ある人云く古より僧人男女貴賤浴室をこしらへる人多
皆光明の願ありて浴室をこしらへる人多
仏像なり後に河内佛と云ふ寺を建立
とも皆皆元明皇后の願に通じ吉祥法師とうと称ずる

抑僧尼ひまをもて浴室院をこしらへ人々の垢院去
て貴賤と共に浴せしに欲火消滅ぬ
こしらへ世のそしりを思ひ河内佛と云ふ
[補] 羅山子、和賦云光明子之共浴分 私歎僧於温湯
見于羅山文集 永田道慶論光明子云設温室親去千人垢共沐
共浴溺亦孔之醜 後見阿閦佛云者恐是后托言於
瑞異杜謗於衆口 賸餘雑録 二説右の事を
唐武后居嵩山老安北宗神秀入禁中供養因澡浴
以宮姫給侍安怡然無他后歎曰入水始見長人と
あり 和漢同日の談なり。又后帝小先にして薨ずと云
須日本紀を考るに武帝は孝謙帝なり天平勝寶八
年に崩ず光明皇后は元正帝の廃帝の寶
字元年に薨ずあり 此段加小補
新井上皇后大蛇と化る説

俗説に光仁天皇の后井上夫人、皇太子百川とうみ給ふ事あり
て、蛇となり給ひて百川と共に
今梅宮に水流る、井上夫人は光仁帝の妃なり、山背の乾郡
王とて、ひとし紀氏なる、皇太子百川、光仁帝第一
乃皇子山部親王とす、先て継母井上皇后に通せしめ帝と后
共に百川を、帝とそむきて心公卿
とて、山部と後に位に
天皇紀略に百川と后と共に流れ書あり
御病ありて、百済国の女醫小黒と云もの帝
乃御やまひ金を、とひ紀百川鈴ひめひて小黒と云
て、桓武帝位に、事詔に見えたり 称徳帝
荒淫の道乃ましまして、百川なんそ后に立れ給ひて
帝や崩ぜられ、高野天皇天平宝字天皇后の

怨念にて、男女共に理なく、多く死せり
三 南朝乃淳仁廃后廉子退位せられ
俗説に後醍醐帝乃御寵愛淳仁廃后廉子協門宰相清忠の年侍
よりて、乃の后に、なく、母乃ひ、も、後に帝とうとみ、
せり、淳仁廃后退位、ありし、ハ淳仁廃后、利子氏の許ゆきて、
ち、あ、れ、て、ら、言師忠、御名、ち、ら、あ、ら、
今梅宮に淳仁廃后の長女、ありて、腐の階、と、ら、ら、論
す、ら、あ、ら、れ、も、此、の、津、々、浦、々、非、り、国、大、暦、記
帝王系圖、本、記、と、考、る、に、淳仁廃后廉子、阿那、廉乃、女、
後村上帝の御母後、の、新侍賢門院、と、号、後龍醐帝
崩御、ら、る、数年、以、て、費、し、給、ひ、ぬ、李花集、建元、年
八月十六日、先帝 後醍醐天皇 かくき、分り、二、年、ち、ま、ら、
九月、ら、る、新侍賢門院、と、申、ま、ら、
御廟、御、と、ら、ま、ら、

李花集ハ後醍醐天皇第二の皇子宗良親王の詠歌を収めたる

新撰集抄に能因法師の事を記せるなかに、みの国に住ける頃、
見てよりそめし人の面影忘れがたく、
思ひつゝ、こがらしの吹く夜、
よもすがら、九重のひのうへ、
雲井はるかに、八月十五夜の月、
さやけきを、
さて諒闇の頃なれば、
二日さゝぬ程なれば、
上院御製
今さらに小松の
なるべきにあらねば、
相国成長卿

廣益俗説辨巻八目録

公卿

補 道長命ハ物部乃祖小一と武士成を云ふ如と訓

補 厩戸皇子成べしと云説

一 守屋大臣と逆乙と云説

二 大織冠鎌足蛍女と私て寶塔と云かゝと云説

柳本人麻呂柳樹と生て云説付上総國小流さ

訂補 ゝと云説

三 乃紀伴麻呂兄と云説

新 菅丞相天より降る説

同 輕大臣橘墓鬼と成る説

補 小野篁地獄乃冥官と成説

小補

廣益俗説辨巻八

井澤長秀　輯録

公卿

補　道臣命物部の祖なり武士なり物と訓なり

俗説云大伴道臣命ハ武士なり物と訓なり道臣命ハ宇摩志麻治命ハ饒速日尊のみまして

今按ずるに宇摩志麻治命ハ饒速日尊の子なり物部とも訓なり

姓氏物部なり物部とも訓なり

舊事紀云宇摩志麻治命率天物部翦滅逆賊師軍兵平定海内又云宇摩志麻治命卒内物部乃竪矛楯嚴増威儀又云天皇神武詔宇摩志麻治命曰汝之勲功矣念雅大功也公之忠節焉推至忠矣是以先授神異之劒崇報不世之勲今配股肱之職永傳不貳之美自今以後生々世々子々孫

々八十縑綿必亂此職永爲龜鏡矣お後字摩志麻治命

武士ともすして武士をとゝのゝ姉と訓する紀なり

補 厩戸皇子は八耳と称す多説

俗説云厩戸皇子八人一度に聞て悉く聞分たまふ故よ

つゝ八耳皇子となり

今按に日本紀云稲田宮主簀狭之八箇耳神代紀指杓云

八耳のゝ八耳のゝ八耳とも八耳とも

八耳のゝ俱薛方山紀述云或問舜有四耳四目信乎曰非

然也以四方人之耳目爲耳目是以無所不聞無所不見斯

之謂四耳四目也禹有九手九足信乎曰非然也以九州之

手足爲手足是以不行而至不疾而速斯之謂九手九足と

ありこれとゝのゝ八厩戸皇子に侍る人八方に出して

きゝあつれきゝ聞ものあるべし

補 守屋大臣と逆心とする説

俗説云屋大臣逆心ありし故蘇我大臣厩戸以下諸皇子

少と小兵を率て誅戮せしといふ

或云編按天皇信佛甚篤而大臣馬

今按に日本紀云物部弓削守屋大連八尾輿の子なり欽

明帝十三年秋九月蘇我大臣始めて佛法を奉し佛像

子皇子厩戸及讃岐達帝十三年秋九月蘇我大臣始めて佛法を奉し佛像

責皆相縱使以愛

其難犯也可知矣二軀とゝのゝ免得て石川の宅と佛殿とゝのゝ彼佛を安置

而守屋勝海骨鯁司馬達の女以下六人を尼とゝのゝ十四年の

之真乃至於此豈可

憶希旨者之所

能也哉子路聞事

君子曰勿欺而犯之

之二子有焉或曰

欽明帝時毛輿鍾

子勉焉以言義神

不寄祭之福不取

子曰彼也佛教始

入吾邦而人之信二臣の諫物部弓削守屋大

臣未定故言者連又ゝ寺まいりして

易發驍者不厭爾後已聞三世一君臣上下希不歸佛言之則

行故唯此時爲難信也是所以

云云

云云

云云

るかちてこれをやき仏像と仏殿をもやきすてやれあるれ
仏像をもやく紙屋の紙にすてしめ馬子のもとへ弘元
吾信同馬子とゐの馬子宿禰そむくこと行くこと行くこと行くこと行くこと行くこと
うつ元と云てあるへきれハ官人元う衣とうとひ海石榴市亭
よいま先ちうの元より馬子墓守屋とをくみうむ用
明帝即位まして二年歳四月小そう小病と仕ひ移に
よ仕して朕三寶ゑ功をんを仕ろ卿等これをとるとり
ゑうゑ守屋勝海をさめけ白ハをんそ国祢をそむさ他祢を
ゐやまりんやりをとりかくれをきをと言すと美仁嶽仕に
馬子うをそ宮をもかくも仕ゑをうを仕しをんそ異なるをうこ
ゑ仕ゐんをうひて豊国法師を内裏ゑいをしむ古仁いをて
ゑうむへ仕ゑ群に馬子ゑ黨しそ古仁をうんを仕ゑうを衣ゑ
押坂部史毛屎をゑふをのまりてゑくをそ仕古仁ゑ去大連
こを仕ゑて阿部大連ゑ名業地小墾田を人をとあ仕む中に勝海も人をあう

ゐそ古仁をうをうを寺仁をあ物部ハ仕大市連小坂漆部造
兄と馬子ゑ方をつをうそして群に口も仕ゑうんを仕ゑうをさく
信仏をゐ白ゑんゐあゑをうそけアをゑ馬子土師ハ鳩連仕大伴
毘羅夫連ゑ示ゑうをうして仏中仕ゑく異羅夫ゑ小弓笠仕塀を
ゑ樹曲の家ゑ宅ゑ仕て合戦をゐ古仁ゑ仕ゑうをいをもかゐる
をゑ仕ゑかして用明帝為し孤ひ徒騎ゑ中を完をうを仕ゑ古仁
穴穂皇子をそんを仕ゑるゑ伏伯連丹波ゑ土師連敷村的に中ハ
噛皇をかをうひて穴穂皇子並小宅部皇子を殺そ入るゑと物
く北皇子群に中をすく先て古仁を滅さんをうを仕ゑ伯瀬部皇子竹田
皇子廐戸皇子難波皇子春日皇子蘇我馬子病祢大に紀に麻呂
臣堅に仕ゑ良夫胆に賀拖夫葛城に鳥那羅倶等軍兵を率し
て大連をうを大伴連噛阿部に人平群に神ゑ坂本に接ゑ春
日に皆ゑ軍兵仕相具して志紀郡より渋川の家ゑいをうて
馬子仕をそく古仁大に八ゑうをゑ才を率し倭城を築て相宅

く大連衣揩朴枝乃間より出て策とるなりと雨のごとく其軍つよくして打ちうごかす邪氏笛怯弱恐怖て三廻却還く厩戸馬子又兵仗をくめて元とせむ迹見赤檮うちあつ笛七度よりあつ
うく大連死て其介の後兵活うるゆの人名云く蘇我大臣乃妻八色物部七色大連乃妹なり大臣又妻ひとりを用ひて大連と云ふ所しかりあり同しく流も元は物部氏蘇我の私乃
恨ようく守屋と討しに津いちさ一族自をさしも忠を抜自守屋を逆たしく君氏弑するのるを者者子孫と国史よ
替き者乃奈説うして流皆の謬りなきく面一
一大織冠鎌足愛女を妃そて寶珠と云かへを云
俗説云藤原鎌足と云ふ愛媚乃鎌とうて入唐大臣位うを
位なりし賞として古今まれなる官職を任ずる大織冠と號
大織冠と云人のひとりあり一は光明よりは武帝の后なりを云
光白女と云ひ唐乃高宗皇帝乃后なりを云ふ乃光白女乃
軍うをとりて義兵を挙て西向不宵のひと南都
興福寺よりたくらをしに讃岐国志度浦房前乃沖にて寶珠を龍
文ようをれをうハ鎌足ゆ多くて元とをけき身をやつして漁乃
ようをやしき蜑女と素ひ〜ひとりれ男をとうむ後房前大
臣流海ことやをうハ鎌足ようを蜑女ようをして寶
珠をとりをひとりをめ給ふ一説云ふ流海云房前乃浦をうをあ
ゆ所ひ寶珠と元得ふ房前大臣ハ彼蜑女ようをり十三家をを
ひとりの基菩薩とをりをひかの蜑女のをを法華論講とと
ア所ひをしまし（一本ハ此ノ事ヲ記ス）
今按系図を考ふ〜義系ハ元名て知りあり
鎌足〜ようをこと云ふ説揭ようを義系
故ようを天智帝ト部姓とをりをて義系
姓ハ元名ようを鎌足ようをハ多くをりを羅山文集十謬傳の詩
よも勝不繹鎌姓依舊ようをハ勝俗鎌の故ようをを
太臣大織冠
中臣連鎌子
古記日鎌足云天命開別天皇諡天智八年賜藤原氏男正一位贈大政大臣不比等天淳中原
又大織冠ハ年々日本紀と考ふて孝徳帝ハ即位七色十三階の

藤原朝臣
出自津速魂命三世孫天児屋根命也
二十三世孫内

冠を定らり其中大小儀冠ハ仍儀為次是第一之冠也 正一位より
掃藤原系圖續日本紀謙皇太子ハ錦冠を賜ふ 冠
と考へるり後ハ儀冠と考へるる冠ようくを附くよ号せり
冠名ハり又光明子ハ謙皇太子乃孫にて不比等乃女なり不比等
ハ女子三人あり一ハ文武帝の后にて聖武帝の母なり二ハ
光明子聖武帝の后なり三ハ多治比嶋諸
兄れ室なりしれども光白女と云ふ者なり又唐の高宗帝ハ日
本にて孝德齊明の御宇なりよりて聖武帝ようろう仍
おろり孫皇帝なりて六十六年城郭を神龜元年より聖武即位
あり其後天平元年より光明子を聖武即位
和養老四年より帝なりるる不比等も聖武即位
本紀ハ天平寶字四年八月慶帝勅曰太政大臣藤原朝
臣勲績蓋於宇宙朝賞未允人望宜依太公故事追仍近
江國十二郡封為淡海公とありを江を淡海と書き

舊事紀古事記ハ淡海國とあり西峯松下氏ハ日本傳ハ近
江國舊名曰淡海國衆山東西時中湛大水殆如海水洋故
號淡海國仍有遠淡海國と云ふ有ハ遠淡海國と云ふ
號近淡海國 後曰近江と云ふ
仍て封せられ淡海公と号せり又房前ハ藤原の
ある名あり仍不比等の次男なり天平実録を考へる俗
説の誤を正なり但仍ハ仍ふる事あり日本紀ハ元恭帝十一
年為衣通姫定藤原部考ハ大織冠ハ不比等ハ仍ハ
九月天皇淡路乃嶋ハ狩ふ麋鹿猿猪猪く山谷ハ
みちて蝿乃ようと云ふ 同十四年秋
七月ハ日ひろ乃獸とも得考へ
ふる伊神考へて云ふ獸と
ふ赤石の海乃底ハ珠あり玉珠とれ
ハ有ハ有ハ白水郎とあり
ハ白水郎とうみ

[illegible]ひとりあり男狭磯と云（一説に小男狭磯と云とも書分ものなり）是阿
波國長邑の海人なり海に網を引くに白水郎なれば勝れ
大なる蛾あり其ニ子を産んと讀人は海神の使なるべし
八尺ばかりの蛾なり男狭磯海に入て彼大
蛾を捕て[illegible]ひ出て息絶ぬ海の上に死て繩にかけ
ろくろくと六十尋ばかりなるひとくくに玉珠
後の命なり其玉を枕にして則海神まつて待て
居くに敵なしなり男狭磯死るとて此歌を墓に
ほくつてあつく葬る其墓今に有と見たり云
山城より奈良に出るものの説
二 柳本人麿柳樹より生すと云説附上総國より流るゝ説
俗説云柳本人麿ハ柳樹より生出て死る故其名を文武天皇
九年正月三年也てり加へ云

今按ふるき説ふるき伝ふるき説田親王新撰姓氏録云柳本朝臣
大春日朝臣同祖天足彦國押人命之後也敏達天皇御世
依家門有柳樹爲柳本臣氏ゝ云説と謬て柳樹
より生すと云ふ説の成る歟 續本朝文粹藤原敦光
人丸畫像賛云太夫姓柳本名人麻呂益上世歌人也
人丸記文云人丸ハ土持統文武之聖朝遇新田高市之王子
吉野山之春風從仙駕而戯（万葉集巻三附歌人麻呂やまとみち
わけ大きみのきこしめすあかつきはあかとき鳥ハ国ハしも）明石浦之秋霧思扁舟而
歴詞人丸歌なのくしあつめうたを色ト器
惜麿云又余ハ[illegible]人丸の廟あり名不方角拾云
[illegible]人丸ハ持統文武之比人麻呂ハ近江舊都を過て（拾遺集云人丸。
[illegible]ひ出ぬ舊都の[illegible]）
[illegible]ハ雷岳の御遊を作て歌
詠て（万葉集巻三天平神亀元年冬十月幸于紀伊国之時作歌
[illegible]）

万葉集云在石見国時別妻時自傷作歌一首 柿本人麿

石見のやなる高角山の木の葉の間ゆ我が振る袖を妹は見つらん

右一書曰 柿本人麿が石見国に在りて臨死に時に自傷して作る歌

鴨山の岩根しまける我をかも知らにと妹が待ちつつあらん

○人丸石見国にあり時病て死せんやうにて見づるに、きみてうに流るる

万葉集云在石見国時別妻時自傷作歌一首 柿本人麿

石見のやなる高角山の木の葉の間ゆ我が振る袖を妹は見つらん

右一書曰 柿本人麿が石見国に在りて臨死に時に自傷して作る歌

鴨山の岩根しまける我をかも知らにと妹が待ちつつあらん

○人丸石見国にあり時病て死せんやうにて見づるに、きみてうに流るる

万葉集云人麿歌集云 依羅娘子和一首

かるもまぢりてかりしいそやも。くるふあるもいかてんしかえふくとちりつれ

○人丸の墓は初は大和国石見の表の中にあり。大和此考に拾遺抄に村上天皇の天人丸墓は大和国宗人丸の墓の表の中にあり。大和此考に拾遺抄に村上天皇の天人丸の

文選を講ぜ予ねを背負てひそらるかの席よりはらきり
ひ〳〵としてこそりひりくそれときそりめぬ等のごとく
唐人文選をなーこうゆひ者ゆ去向やてくようとそりあまつ
そ人唐人をあさむすひそりて文選をとりあしして日本に贈り唐
人まく〳〵寶誌和尚の師馬湛詩をたりうせて去向ようゆむ
弟子解すそりあさそれ眼ゆきれて信天的作長公記世者
ゆ紙をすりふ法くとれて如蜘蛛かの詩の上よ落涙ひけ
弟子れそれまそりひ者やすくよりみたりぬ唐人まく〳〵奇異のれ
そひとりゆ九人よりすといひてゆ者ゆて日本かりしむ
今按ふ云なり羅山文集安倍仲麻呂傳云仲麻呂ハ
中務卿輔正五位上船守ゆるのり（一書云和銅元年生其先八孝元天皇の皇子大元命より出て阿倍会稽磨北後也）靈亀二年八月（當唐玄宗開元四年）多治比縣守遣唐使ゆ
くこそ仲麻呂留學生となりてそりひゆ年十六なり
稟性聰敏すして書をよむ縣守本邦よりゆ向と記仲麻呂

ハくゆりてかりてゆ姓名とうゆて朝衡といふ（補）唐書云其副朝臣仲滿墓華
不昔去易姓名曰朝衡（新唐書所載粗同唐類函云天寶末衛尉少卿朝衡太平廣記作胡衡非ナリ）唐玄宗其才を愛
しあつくこれ紙賞ゆ秘書監といふ官ふいれり（補）使ゆ
ゆ國ようつりて父母を問（見于文苑英華）天寶十二年仲麻呂遣
唐使清河と同船して向明州に朝ゆ王維包佶陸海詩と
りてこれ紙れくまる明州の海味よりいろく所ゆ入て
すると記（今集詩ゆ者ゆ）唐人餞賜ゆ〳〵こりふ酒とのこ
わるを〳〵れしむ我ゆ月ひく明月を作見（信浦奥後ゆ者ゆ）
紙國乃三笠山紙ひく和歌を詠て（古今和歌集云ゆ月とえてゆ作仲麻呂）
あまのそりてゆ月うしを云佐日記云むり
安倍仲麻呂ゆ人ゆのそりて月ゆ者ゆ人ゆ者ゆ
ゆ人ゆのそりて月ゆ者ゆ人ゆ者ゆ
ゆ人ゆのそりて月ゆ者ゆ人ゆ者ゆ
ゆ人ゆのそりて月ゆ者ゆ人ゆ者ゆ

清河と申す人安南に漂泊せし故に人々と共に唐土に
李太白詩集 見千載日記 仲麻呂安南より帰りて
入唐し入朝し玄宗の上元年中に小海歌用国に流れ三年
さて領せし其後仲麻呂新羅病備せし金陪居に帰り
書を附して親しく見せる 景雲四年新羅の使金初
其書を太朝に奉る 仲麻呂並後唐国より国
中の年号を書き籍をみむ人々孔子の教へも
延引して加へ正逆の大暦入年正月唐国にて来る
年七十一 一説七十二 一説七十三 代宗皇帝元年 一説七十九
場に実に我朝光仁帝の宝龜元年なり 仲麻呂
唐帝に参りしかの国に留まりて孔子の教へ
拾ひ 唐国人 仲麻呂大臣と号ぶ 入唐の年八歳日記と考
弱き天平七年三月吉備大臣 吉備大臣 仲麻呂 入唐
ひ天平二十四年 宝龜元年に仲麻呂死去

宝誌和尚 聖徳太子 宝誌は梁の
蕭宗帝天鑒十三年に寂し我朝に生れ給ふ
ら 此段加小補
及び 倍説の相違を論じ
新 菅丞相天満宮 菅原道真の南庭に六歳
倍説云菅丞相八人間にあり
り 童子 吾は一つの人なりと問ふ
父母 我は
父母 我とこくしてみせる
今拾ひ 非なり 天地ひらけ造化氣化
身化心化の理あり 造化心化は形なく氣化身化は躰あり
上古氣化の人ありて陰陽分れて後に化生
元とのうきて形化して
独り菅原道真と考へる 菅原氏出自天穂日命十二世

孫可美乾飯根命齋部見病祈賜土師姓天應元年
光仁天皇改土師姓賜菅原姓夫より數代相續至於
從五位下文章博士是善是善聚伴氏生菅丞相
諱道真字三是善四男幼名阿兒毋伴氏菅家文草云義和十二年乙丑生
とみこうり拾遺和歌集に菅丞大臣かうりゝ給り
あり夜毋のよみ給りける久くれ月のかゝとれ
こうの夜のかゝりとし如くせゝこうれとあとは父ありあ
て天ようてうり孤てこうて
新輕大臣橙基兎とする說
菅丞相の父宣風の帝を
菅丞云桜大臣八菅丞相乃父
遣唐使として行てこれと唐帝不言れ某とのまゝ
と給と書首る牝基兎つゝ在牝竈兎とこうゝ其る弼
宰相春衡とゝもの齋明天皇二年に遣唐使をし
云唐帝ゝ行式答夏ゝ夜に入京兎牝と云ひ兎こう

こうゝ春衡とこれ式ゝとこうゝゆひとこひ切其血とと
ゝ詩歌と書父なるこれ式ゝこれよりゝ春衡唐帝
ゝこうけゝ日ゝゝ
今按ゝ小右記寶祿に輕大臣とゝ者とせゝ又菅丞相
乃父とゝ中ゝ非なり桜大臣ゝ春衡ゝ遣唐使八齋明
帝の御字ゝあゝ八菅丞相出せれ義和十二年より百九十
年余なりゝ
去わゝ中ゝ相伝ゝ說
小野篁北嶽乃冥官とする說
俗說云小野篁身八朔廷ゝ一日ゝ二時ゝ命ゝ北嶽
似ゝゝて冥官ゝ
今按ゝ二程全書にある人秋氏北嶽ゝ下根の人の
ゝこうこ成ゝ吾ゝ式ゝ成ゝ程る
こうゝ式ゝ成乃天化ゝ成ゝ式ゝ成ゝ人乃氏化ゝ成ゝ況や俗

教へまうけ〻人化すべんやといふの説ハ極ハ
殺り陰陽五行ハ教りの人のせすなハ理と気と相合て形質
なるの心神ハ天地ふ死すふ死なひて魂魄すふ散形質ハ形
ちう五となる名一ちひ死して二ちひうまれうて水のれく
きくかくうふひくいたんや男人風ふ立のうきまの説
冥府まうてうまれ理ハ理と倍説ようて
評ちうふとくふ説とまうくうとをハ天なるつ人間罪ハ
法ふ当ハ二心ちり不忠乃罪すてふ形まうれうとふ説と
ちうちうなるをハ人と誣て義法ちうむるハ家貧り其
罪ハ依て己り不習地獄ハ堕極〻

廣益俗説辨巻八終

廣益俗説辨巻九目録

公卿

一 田村利仁異国を征ちを不勇明主ようを説 附田村利宗於京乃鬼ちう説 訂補

二 百合若大臣むくうこうを退治ち説 訂補

三 立系乃平頂盛南ちうれ乱相面ち説

四 長系業平卒去の年ちれをあるハ暴夫ちう説

五 蟬丸ハ延喜帝第四の天ちく青目ちう説 附四天乃系乃ちう後乃説 訂補

補 六孫王経基禁庭ちを鹿射ふ説

補 紀實定冠位高して貫之とあるむう説

補 平清盛留ハ於ちく説

補 右政大臣師長入唐乃決ち説

新 源實朝公晩ハ弑ちく説

廣益俗談辨卷九

公卿　井澤長秀　輯録

一　田村利仁異國に征せられし不動明王ゆうらく法の田村利宗が唐の鬼城を征伐せんとて数萬の兵を率し俗説云坂上田村丸利仁と謂ひ奉る度々本朝明王と大ねらい兵船数百艘を集め打むかひ戦ひ海上を埋めしむ終に上洛勝て利仁をとり捕とゆふ云利仁の子伊予頼大帝田村利宗とそ有しを勅使奉りて密別所唐山の大行丸と云鬼をうつかの大行丸大力もたんかうれんとゆる剣をとり放ち田村と利仁とうちひめきうち合唐山の禁を行唐帝に和し奏せし利宗ひそかに面を大行丸とさ覆面しる故田村のせとうちうちて大行丸をうちとり二の剣をぬきとせ給ふ唐帝大ゆ命ぜ鬼城をゆふ山ひ公とて用ゆ守り平の親者あるうれ鬼城射ゆ

出自後漢靈帝男延王也

今按坂上田村麿ハ一人なれハ別人なり姓氏録後
日本紀ニ曰く田村麿ハ後漢靈帝ハ孫なりと云ハ
張姓なるの御子孫也大系図ハ考ふ利仁ハ大儀冠藤原云の
後胤鎮守府将軍後系時長ニ子醍醐天皇乃御宇ハ人也但
續日本紀ニ坂上大忌寸苅田麻呂等上表言臣等本是後漢
靈帝之曾孫阿智王之後也譽田天皇應神御宇歸化來朝
すと云ふ或ハ云ハく漢皇の後ハ日本国の人なりと云ふ
ハ云ふてのゆゑなるべし
うゑ云ふ説ハ非なり日本後紀云弘仁二年五月丙辰大納言
正三位右近大将兵部卿坂上大宿禰田村麻呂薨於栗田
別業時年五十四田村麻呂從三位尤京大夫兼右衛士
督苅田麻呂子正四位上大養孫身長五尺八寸（一書五作七）
胸厚一尺二寸目如蒼鷹髭編金絲有事重身則三
百十斤欲輕則六十四斤隨心所欲（通）田村麻呂傳云身
長五尺八寸胸厚一

尺二寸向仗視之如（憶）背仗視之如俯
少剛親（通）田村麻呂傳云怒則目眼猛獸忽斃嗔則鄙眉雅
子早懐雑々記云弓勢ハ石中三又と射と云ハ一を分十六所
ふ小ゆりの又田村丸乃子ハ伊奈波ハ
ひと掘ル日本後紀續日本後紀大系圖と考ふ田
村の子孫廣野麿といふ伊奈波ハ
山の大行丸の末孫なりと云ふ賀茂宮ハ神之祭記云弘
仁元年平城天皇ハ神の御心あり（通）平城天皇ハ祟
後系仲成の妹薬子とふとの云ふ兄なりし故ハ御孫なりし故ハ御孫なりしハ
薬子贈大政大臣後系種継之女中納言後系倶ハ孫なり日本後紀云
二ハ長ハ大上天皇ハ后ハ子時仗選入宮其母薬子仗東宮宣旨出入
卧内天皇私写微為尚侍巧求愛媚恩寵隆渥所之言之事無不聽容
軍勢代平ハ奈良と御ハ云ふ東国ハ除奉ル
天皇ハ云ハ坂ハきとめ給ふ田村丸ハ初ハ云ハ
村賀茂御社のまうてを力の天平ハきこ所ハ
ハ云ふ御弟ハ云ふけ奉ル其ハ所に関ハ給ふて先
帝乃御幸ハ行ハ云ふ安陣いとみ給ふ

ゆくみゆく神力をもて数万の軍兵を現し山も
動揺するごとくにして敵小先帝の軍を見て大に軍恐れ仲成
宮会曾孫猶徒長子右兵衛督従四位下と云ふ日本後紀云尚侍藤子和宜
年四十 奥州の高丸勅を受て賊徒を誅せしに
京都七道の又諸神系圖に伊弉冉尊を
祀る事なり是を以て俗説のあるまじきを知べし 此條加訂補

二百合若大臣の事

俗説に云延喜天皇の御宇豊後の国を一説に四条大臣又百合若大臣
若大臣と云人強力精兵なりむかふ日本に敵対百合若
勅を受て西海に下りて賊徒を射殺し帰朝
乃ち家臣別府と云者叛逆して大臣を元界島に流して
老後なれども国民押領を大臣の急を海上船に乗せて
西海に別府を行なはんとす国を治ひと云ふ者を府内に
大臣像ありと云ふ緑丸と云ふ

今按ずるに百合若大臣は中臣史實孫及公卿補任菅分脈
等に見えたる俱利伽羅峠の御幸に小伊豫の守の頃を三韓
と云ふ者神功皇后三韓征伐の時の先鋒なりそれより九代
百濃十代に百男と云ふ者あり百男の子益躬蒙古日本に襲
来の時推古帝の勅を奉て賊の魁首鐵人
を射殺して益躬の孫玉真子細あつて捨刀紙に流せり
也後に伊予に帰て帰国して益躬の末葉河野の一族家人に
別府と云ふ者の祖なり歴代皇紀編年集成八幡愚童訓
等を考るに弘安四年蒙古より高勾麗を案内者として
日本へ襲来の統帥多くは大風にあひ船やぶれ
死亡者多し同じ志摩郡鷹島 玄界島とも云元史五龍山とあり元寇の事後小笠原氏元寇を
とりしかして歌の大和花文虎等より紀氏の子孫なり
ありしかとも文虎八蒙古高勾麗なり高勾麗を通鑑東國
通鑑北史小高句麗と書し後漢書綱鑑大全等に八高

勾驕と記せるを中原康富日記に高勾麗と訓して
名目抄に麗本音りとあるを西峯翁云高麗世為日本附庸而絵黨蒙古故日本人列于今罵異類曰年苦利罵口離乃蒙古高勾麗之轉音也
とあるを百合花大百合花本草に見えたる花
なり紙葉をもて作りたるなり此條加訂補
三 在京の年次麻呂浦にて松風村雨と遊
ぶ伝云中納言在京の年あり其人の流れにて御供に
浦にて海人の娘に姉妹あり姉を松風と
の年に其後勅免ありて帰洛の
の山に歌を詠ずる松風村雨
冠にかけて二人を妻とす
と云て かりみてう今はあらじ
とあるまことの歌とよみて
なるべしとひろう其後
今按ずるに行平次麻呂の浦に配流の事は
事は非なり後撰集に仁和帝崩御の例を行平
に日在京の年明白
中国の海辺に流れ
とあり
かりこそ田舎
なり彼江の表
宿借の芹川に行幸
来のごとくあり
へかりの事に
年八十七なり
三年行平と次麻呂
らの御供なり
わ年なり其の間に行平

[illegible]

よ 補 源氏物語須磨の巻にたづねつるかりがねの中にこんのちゆきもまじりつらんと[illegible]

中納言[illegible]人いまそかり[illegible]

[illegible]の浦[illegible]

[illegible]

白浪の[illegible]

[illegible]

[illegible]

輙丸と琵琶とをうしなふと云

今按ずるに三大院殿の御説に世人輙丸説育母と云あやまれる後撰集に相模の関に庵室結びてすみ侍りける頃行ふ人とえてよめる　えやをれゆくもかへるもしらぬかな　とあり行ふ人とえてとあるまことにあやまりなるべし

育母のことは説なき歟

育母のことは説なき歟　一説に誤

かりに古今の人丸ともいひ延喜の頃の人丸ともいひて延喜の頃の人丸とは延喜帝の皇子といひ説に誤

延喜六年に古今集撰ばれる

延喜六年に古今集撰ばれる

延喜帝の御代に二十三家集にもせられたりとて

誤説なり　補　名物に云今歌の道の祖とやはむられ

輙丸　本朝逸史云輙丸八式部の歌数実報の雑名なりかのうた尤あるとうしなひてすてそこふ神となりてすてすべしむしふくさ

帝の御使として和琴のひいんほどの中まで良峯宗貞良少将とかよひけんとうたいみくそ侍

方又記云ひくさのみくれ初ぬれば良峯宗貞せくれもとをてふ　八説見なるべしとなり

小世継

ずかの御説三位本情すめる歟育母を説ふとあるを深て

深て侍ふるなり　枝葉隠遁伝に八年と海せり

物雅三位を延喜帝の孫なり時代大に相違せり又逆髪乃半斗寸説なり　國史小説紹運録にも

見られた又主殿四文河原の末非なり　補　日本紀云仲哀天皇

御宇武内宿禰追忍熊王遇于逢坂少あれは上代より逢坂

の名ありて説紀　又小町家集に四文とせられふつとめて

ぜふくと　けさよりはかのしのゝの山せやまくらふさらもの

うしと思へはとあるは延喜より四文の名ありて

時せ　寵乃府志に四文河原とは仁徳帝第四文人康親王

此條加訂補

此舊跡なる故に号すと記せり

補　六孫王経基禁庭をいく康説射形説

俗説云六孫王経基禁庭に作せられし御庵に流くよ

其孫とも云ふ康親王にてあるべき祈なりしを

御奏云と射ふ〳〵形ふと云

今按ずるに公任卿の説に俱に今昔物語に亡り三條院春宮すで
東三条より御ぐしあるべきあり寢殿の巽の方の西の
機より抓出して座せり抓出して御光仕て出て春宮
御ぐしと墓月に向ひてかの抓射よと仰せ給へ抓出
のものの征箭をとりて仕るとて墓月に射れも
いそ射あてゝ人と絣しぬ給ひ八級をあげ
表衣の袖とまでうちをかし給ひ
元服のときの事なり
御ぐしと抓出とあるは賜ふべきものなり

補 紀實定冠を蔵して貫之と改る説

俗説云奈良帝の御時紀文幹ゝ実定冠御宗より
冠を蔵して逐電の事
ゝあるべく思ふ冠を蔵して
今ゝ紀の貫之と実定と

敵感あるべかりすして則時に中ねよ
今按ずるに説尤非なり定の字の冠を除きて之乃字と見
るべし御名字を知て書ける者の誤なり右の説
は鄙俚なる無之の奴僕よりも笑ふ所なり
盛衰記に一条院の御宮小大納云行成卿
行成公時倫朱
雄の名衛尉
て小老盤所に看病し
筋に取乗して行成の冠とうち落し小庭になげ
けれは行成はさて文章司にかゝる抜れも者て実方
と敬して、なの中に作や勇に紙を投とうけ
ゝて報答ゝ云と、いそれなると上小蔀のみけ御説
そて行成を猶後のものなりと敵感あるべき花人頭なる
ゝ實方は歌枕を引て陰奥に流さるゝ十訓抄と
あるは無文なる事なれとも陰奥なるものなりと貫之中ね

[illegible]非ずや無加草紀貫之傳云貫之大和守文幹之二男也。元慶八年甲辰十月生童名内教坊阿古久曽。延喜五年與大内記紀友則前甲斐守目凡河内躬恒右衛門府生壬生忠岑奉敕撰和歌古今集六年任木工權頭。叙從五位上御書所預也。天慶九年五月十八日卒享年六十三とあるとも中ねるに任せられたるは見られ

補 平清盛雷を射る説

俗説云仁安三年七月七日平清盛入道淨海指刀布引の滝見物のとて雷なりて淨海家人紙帷子を張り加護せらるるに入道ハ法大師の筆にて[illegible]きりしに紙にそらしさのあるまぎれなくおぼえけるとかや

今按るに入道剛膽なる氣に進退あり理をわきまへぬれハうろたへもせざりしとぞ[illegible]退

[illegible]理ふかく[illegible]生ぜざる所なり[illegible]

[illegible]ハ常に人を射ることあり[illegible]

孔者雷霆幽靈天狗妖物[illegible]

のあり元明ハ剛ハ幽ハ狂せるなり魏の曹操ハ[illegible]

いさめるも雷を[illegible]

[illegible]書て[illegible]

[illegible]

[illegible]

先生正禁端帥して神色泰然として二程全書を見へさ

[illegible]雷を[illegible]

補 右政大臣師長入唐の沙汰の説

俗説云右政大臣師長ハ天下ゆるされ琵琶の上手なりしハ入唐のゆゑなりとて[illegible]

[illegible]師長の宮にて老翁八琵琶を琴に弾ずる
[illegible]感ある事なり師長大内[illegible]琵琶の
奥義をきわめ先つ[illegible]
[illegible]あり[illegible]
[illegible]
[illegible]

一書に云く小條義時病篤くして其威なほ世を覆ふ
とも実朝源氏の流にて大樹乃位なほありて舊臣の徒と
かゝる故を以てひまなきあさぬなはまつて
実朝を殺して初て北京師まひ藤会のさまして泳を待と
かゝるひまをうかゝひ家人横行ホしいまゝにして
こう晩はなはだ多く實朝を弑せむと記す○予は後
に掘て云ふ小條時政義時父子天下を併呑する心
ありて彼の子孫をけしたる人さ紅面島山皆を謀り実朝と
ろつく北家と害し北家は侍を修ることなく殺害す北家の子孫
と信と北こう晩と号して高尼小尼しめ人として公晩と
もくめて實朝とうしに其欲りとして公晩とも謀せしく
北朝の血脈ちまれ北朝今世絶北家の天下をうばはれ
小罪をかゝりて二人を殺害しかの
うちんちものなく全世二人の時をあつ
ありと以へとも天下ハ北朝のうち小条家の掌握となれり実

朝殺害ありの時初義時かもて公晩と公成合すり殺病と称
しく退出し世人のうくひとをひとをひとびの害成のうち
ハ藥師佛のかゝ護なりといふとう藥師堂成建罪名
成かくせるかくきとえ一世成ハあさむくとふとも豈萬世
成逆色きんや

廣益俗說辨卷九終